(家庭用温水暖房契約選択約款 新旧対照表)

	現行約款	区分	新約款				
表紙	平成 30 年 10 月 1 日実施	変更	令和元年 10 月 1 日実施				
表紙							
			番号	年月日	内容	説明	
			1	平成 29 年 4月1日	制定	改正ガス事業法の施工に伴う制定	
		追加	2	平成 30 年 10 月 1 日	改定	標準熱量変更に伴う改定	
			3	令和 元年 10 月 1 日	改定	消費税増税に伴う改定	
P2	4. 適用条件		4. 適用条件				
	この選択約款は、お客さまが、家庭用として温水暖房機器を設置し、次の条件を満たし使用する	変更	この選択約款は、お客さまが、家庭用として温水暖房機器を設置し、次の条件を満たし使用する				
	場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。	及文	場合には、当社に対してこの選択約款の適用を <mark>申込む</mark> ことができます。				
P2	5. 契約の締結		5. 契約の締結				
	(1) この選択約款に関する契約は、当社が申 <mark>し</mark> 込みを承諾したときに成立いたします。		(1) この選択約款に関する契約は、当社が <u>申込み</u> を承諾したときに成立いたします。				
	(2) 申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。		(2) <u>申込み</u> の際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。				
	(4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又はガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお		(4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又はガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお				
	客さまが、再度同一需要場所で本契約の申 <mark>し</mark> 込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契		客さまが、再度同一需要場所で本契約の <u>申込み</u> をする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その <u>申込み</u> を承諾しないことがあります。				
	約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申 <mark>し</mark> 込みを承諾しない	変更					
Р3	ことがあります。						
	ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場		ただし	、設備の変更又は建物の改築	等のための一	時不使用による解約又は契約種別の変更の場	
	合はこの限りではありません ((5)において同じ)。		合はこの限りではありません ((5)において同じ)。 (5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別(ガス小売供給約款に定める契約を除きます。)				
	(6) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別(ガス小売供給約款に定める契約を除きま						
	す。) への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。		への変更を <u>申込み</u> された場合には、その <u>申込み</u> を承諾しないことがあります。				
	(7) 当社は、お客さまが当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金を、ガ		(6) 当社は、お客さまが当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金を、ガ				
	ス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾で		ス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、 <u>申込み</u> を承諾でき				

	きないことがあります。			ないことがあります。		
P4	9. 設置の確認 (1) 当社は、温水暖房機器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、		変更	9. 設置の確認(1) 当社は、温水暖房機器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、		
	立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又			立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の <u>申込み</u> を承諾しない、		
	はすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。			はすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。		
P5	附則		変更	附則		
	1. 本選択約款の実施期日			1. 本選択約款の実施期日		
	本選択約款は、平成30年10月1日から実施いたします。			本選択約款は、 <u>令和元年10月1</u> 日から実施いたします。		
	 2. 実施に伴う切り替え措置 当社は、平成30年9月30日以前から継続してこの選択約款による契約が締結されており、平成30年10月1日から平成30年10月31日までに支払い義務が初めて発生するものについては、変更後の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。 3. 改定履歴 平成29年14月1日 ガス小売全面自由化に伴う制定 平成30年10月1日 標準熱量変更に伴う改定 			2. 実施に伴う <mark>切替え</mark> 措置		
				当社は、令和元年9月30日以前から継続してこの選択約款による契約が締結されており、令和		
				元年10月1日から令和元年年10月31日までに支払い義務が初めて発生するものについては、変		
				更前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。		
P7	3. 料金表A			3. 料金表A		
	(1) 基本料金			(1) 基本料金		
	1 か月につき	881.28 円 (税込)	変更	1 か月につき	897.60 円(税込)	
		816.00 円(税抜)			816.00 円(税抜)	
	(2) 基準単位料金			(2) 基準単位料金		
	1 立 方 メ ー ト ル に つ き	217.7280円(税込)	変更	1 立 方 メ ー ト ル に つ き	221.76 円 (税込)	
		201.60 円(税抜)			201.60 円(税抜)	
	(3) 調整単位料金			(3) 調整単位料金		
	(2)の基準単位料金(税抜)をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単			(2)の基準単位料金(税抜)をもとに、8の規定	により算定した1立方メートル当たりの単	
	位料金といたします。			位料金といたします。		

	4. 料金表B (1) 基本料金			4. 料金表B (1) 基本料金			
	1 か月につき	2,484.00 円(税込)] -	12.0704	2,530.00 円(税込)		
		2,300.00 円(税抜)		1 か月につき	2,300.00 円(税抜)		
P7	(2) 基準単位料金			(2) 基準単位料金			
	1 立 方 メ ー ト ル に つ き	118.0980円(税込)		1 立 方 メ ー ト ル に つ き	120.2850 円(税込)		
		109.35 円(税抜)	変更		109.35 円(税抜)		
	(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金(税抜)をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの 単位料金といたします。			(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金(税抜)をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの			
			変更	単位料金といたします。			
	1 か月につき	3,240.00 円(税込) 3,000.00 円(税抜)		1 か月につき	3,300.00 円(税込)		
	(2) 基準単位料金]	(2) 基準単位料金			
P8	1 立 方 メ ー ト ル に つ き	96.7356円(税込)			98.5270 円(税込)		
		89.57 円(税抜)	変更	1 立 方 メ ー ト ル に つ き	89.57 円(税抜)		
	(3) 調整単位料金			(3) 調整単位料金			
	(2)の基準単位料金(税抜)をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの 単位料金といたします。		変更	(2)の基準単位料金(税抜)をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの 単位料金といたします。			